

平田中体育施設 取り決め事項

1 開放施設および日時

- (1) 施設 体育館・格技場
- (2) 日時 体育館および格技場は毎日の19:00～21:00の間の開放を原則とする。運動場は授業や部活動のない日の昼間で使用したいコート等が空いている時間にかぎる。

2 登録について

- (1) 岩国市内在住者及び在勤者10名以上で構成する各種団体または青少年を含むスポーツグループ（以下「団体等」という）は利用の登録ができる。岩国市教育委員会で特別に認められた場合はこのかぎりでない。
- (2) 登録を希望する団体等の責任者は、指定の期日までに平田中学校（事務局）へ所定の登録申請書を提出すること。
- (3) 登録の審査は、岩国市立小中学校体育施設の開放に関する実施要項に基づいて運営委員会が行い可否を決定する。
- (4) 登録の有効期間は、4月1日より翌年3月31日までとする。

3 利用の手続き等

- (1) 登録を認められた団体等には、当該施設の鍵が渡されるので、登録期間中責任をもって保管すること。なお、鍵を破損または紛失した場合は事務局へ報告して再交付を受けられるが、原則として当該団体等が弁償の責任を負う。
- (2) 途中で登録を中止する団体等、または長期にわたり利用を中止する団体等は直ちにその旨を事務局へ報告すること。
- (3) 学校行事等の都合で施設の利用ができない場合は、事前に事務局から当該団体等へ連絡がある。（約1か月前から校舎側入り口に表示）

4 利用上の注意

- (1) 利用中に施設設備や用具が破損した場合は、関係団体等の責任において原状に復することを原則とする。その際必ず事務局へ報告し、直接かまたは事務局へ依頼して処理すること。
- (2) 団体等の責任者は、運営委員会の指示および利用規定が遵守されるよう万全を期すること。
- (3) 施設利用中の安全については特に留意し、万一傷害等の事故が発生した場合は利用者の責任において的確に処理すること。
- (4) 原則として子どもは同伴しないこと。また、高校生以下の練習等は責任者が指導し、送り迎えをすること。
※ 鍵を開けた後、責任者が離れて子どもだけで使用させることは禁止。
- (5) 駐車場は定められた場所（体育館前、裏庭）を使用すること。
- (6) 酒類の持ち込み及び敷地内の喫煙は厳禁とする。
- (7) 体育館フロアでは専用のシューズを着用し、ステージやギャラリーには上がらないこと。
- (8) 利用後は施設の清掃と後始末を確実にを行い、ゴミ類は必ず持ち帰ること。
- (9) 利用後は、消灯、施錠を確実にを行うこと。（体育館トイレの内鍵の施錠も忘れないこと。）
- (10) 換気扇（送風機）は平成30年度からその使用を停止している。

- (11) 学校の設備用具は利用を許可されているものに限り利用できる。
- (12) 利用後は日誌に必要事項を記入すること。
- (13) 上記の各事項に違反した団体は、登録を抹消するとともに以後の再登録を認めないことがある。

5 登録料について

- (1) 登録料は1枠につき次のとおりとする。

年間(4/1~3/31) 3,000円

※1枠とは、体育館においては半面、格技場においては全面を意味する。

- (2) 登録料は登録申請書に添えて納入し、原則として返還されない。

- (3) 年度途中から登録を認められ利用を開始する団体においても、登録料は1枠につき3,000円を納入する。

注:「使用」と「利用」 市が「利用」の表現をしている

お願い

今後も、以下のことに気をつけていただき、引き続き適切な使用に心がけていただきますようお願い申し上げます。

- 1 駐車場が狭いため、路上駐車や平田中学校職員の通路を妨げることをないようにお願いします。
- 2 忘れ物をしないように気をつけてください。
- 3 吸い殻・ガム・お菓子のゴミ・ペットボトル、コンビニの袋等を落とさず、必ず持ち帰るようにしてください。
- 4 施設や用具等の破損時の連絡・報告を速やかにお願いします。
- 5 体育館・格技場の施錠及び消灯は確実にお願いいたします。
- 6 体育館の照明が遅くまでついていることがあります。近所に迷惑をかけますので、定時に終わり、早めに消灯してください。
- 7 体育施設使用に関する市教委への届け出書類には、各団体の代表者の方のお名前や住所等を使用いたしますので、ご了承ください。(これらの個人情報、目的以外には使用いたしません。)

平田中学校体育施設開放事業 運営委員会事務局